

「宗感覺帳」

——創業期三井越後屋の動向——

吉田伸之
西坂靖

1 史料について

ここに紹介する「宗感覺帳」は、天和三年（一六八三）の駿河町移転直後の越後屋江戸本店をはじめとする各店の実態を表す史料である。天和と元禄期は、三井越後屋にとって急速な発展を遂げた重要な時期であり、享保期における家制・店制の確立にいたる過渡期としても注目される時期であるが、この時期の越後屋の有り様を示す史料は少ない。この意味で本史料は貴重なものであると言える。また三井のみならず、この時期の本町一・二丁目を展開する江戸商人の実態を窺うことのできる史料としても価値が高いと考える。

【伝来】 本史料は、旧三井文庫からの引き継ぎ史料であり、原所蔵者は北三井家である。現在は北三井家からの寄託史料として、三井文庫が保管している。^①

【形態】 本史料は、二つ折にした料紙を裁断して袋綴じにしたもので、厚紙の表紙（縦九・七センチメートル、横二〇・五センチメートル）が付されている（口絵写真参照）。

表紙は、墨がかなりかすれているが、中央に「留帳」、右側に「和三年」、左側に「月吉日」とある（以下、表題が記されている側の表紙を「表表紙」と呼ぶ）。左側の「月」の上は残画から見て「七」か「十」のいずれか。さらにはその上には干支の残画があり、十二支の部分は「亥」と読める。表表紙に記載された年代は天和三亥年（一六八三）とするのが妥当であろう。

また中央には「宗感覺帳」という題簽(貼紙、七・七センチメートル×二・〇センチメートル)が貼られている。反対側の表紙(以下「裏表紙」と呼ぶ)は途中からちぎれているが、残っている部分には「三井勘」と記されている。全体で五二丁(表紙とも)。注意が必要なのは、表表紙側からのみならず、天地逆にして裏表紙側からも記事の記載があることである。表表紙側から墨付三五丁、裏表紙側から墨付一五丁、その間に白紙一丁がある。

【作成者】 この史料が「宗感覺帳」と呼称されているのは、題簽(貼紙)によるものと言えるが、これは信用しうるものなのか、一応の検討を加えて置くことにしたい。

まず、題簽自体について。これがいつ貼られたものかが、問題になる。本史料については、一九〇九年(明治四二)に三井家編纂室において影写本を作成しているが、その際には題簽自体も写されているので、これは三井家編纂室が貼ったものではなく、それ以前からあったことがわかる。ここでは一九〇九年に三井家編纂室によって写される以前から「宗感覺帳」として伝来してきたことを確認しておきたい。³⁾

次に、裏表紙の記載「三井勘(後欠)」について。これが作成主体(筆者)を表わしていることは間違いない。これを人名と解するならば、「勘」のつく三井同族の名は「勘右衛門」を措いてはない。これを人名ではなく、例えば「三井勘定場」

などの部署名であるとする解釈もありうるだろうが、店のひとつの部署の記録だとするには、店に伝来しなかったこと、内容の雑多さ、寸法の小ささなどが難点である。

筆跡がほぼ同一であると見られることや、高利のメモである「宗寿御自筆覚帳」と大きさ・形態が類似していることも考えあわせれば、三井家の同族の一人「三井勘右衛門」の個人的な覚帳とみなすのが妥当であろう。

それではこの「三井勘右衛門」とはだれか。三井家では、兄弟・同族の間で名前を譲り変えていくため「勘右衛門」だけでは個人を特定できない。第1表は、三井同族のうち「勘右衛門」を名乗っていた者の一覧表である。

筆者へ表紙に記載された年代に「勘右衛門」を名乗っていた者であるとすれば、表紙の年代は天和三年(一六八三)と解することが妥当であるから、本史料の筆者は、この時点で「勘

第1表 三井勘右衛門襲名者一覧表

期 間	勘右衛門を名乗った者
延宝 6年 (1678)~貞享 2年 (1685)	高好 (高利 6男)
貞享 3年 (1686)~元禄 13年 (1700)	高久 (高利 9男, 南家初代)
享保 18年 (1733)~元文 元年 (1736)	高美 (北家 4代)
宝暦 5年 (1755)~安永 元年 (1772)	高長 (小石川家 3代)
文化 11年 (1814)~文政 3年 (1820)	高経 (小石川家 5代)

第2表 「宗感覺帳」の構成

	表 題	年 代	記 載 位 置
A 表 表 紙 よ り	① 褒美金留	天和3年(1683)	2丁表～2丁裏
	② 子五月五日褒美留	貞享元年(1684)	2丁裏～4丁表
	③ 亥七月店落残	天和3年(1683)	4丁裏～7丁表
	④ 寅二月合力	貞享3年(1686)	7丁裏
	⑤ 遣之定		8丁表～10丁裏
	⑥ 《呉服物相場書上》		10丁裏～19丁表
	⑦ 年内仕入方覚		19丁表～20丁表
	⑧ 殿様買		20丁裏～21丁表
	⑨ 諸治丸		21丁裏～22丁表
	⑩ 午四月 本店遣之定	元禄3年(1690)	22丁裏～28丁裏
	⑪ 綿店人数十六人と積りヶケ年分目録		28丁裏～30丁裏
	⑫ 両替店八人年中遣目録		30丁裏～33丁表
	⑬ 元禄三年午四月 本店人数立定・綿店人数定・両替店人数定	元禄3年(1690)	33丁裏～35丁表
B 裏 表 紙 よ り	① 《亥正月より七月まで売高》	天和3年(1683)	50丁裏～46丁裏
	② 甲府様為替願申時書立	貞享2年(1685)	46丁表～45丁裏
	③ 《本町四丁目須藤善右衛門屋敷・堀留川口と左衛門屋敷地代店賃覚》		45丁表～44丁裏
	④ 覚	貞享3年(1686)	44丁裏～41丁表
	⑤ 《商人名前書上》		40丁裏～37丁表

注) 丁数表示は、表表紙から裏表紙までの通し番号。すなわち表表紙が「1丁表」、裏表紙が「51丁裏」となる。

右衛門」を名乗っていた者、すなわち高利の六男・三井高好(法名宗感)であることとなる。

以上の検討からすれば、本史料の筆者は三井高好であると考えることが妥当であり、したがって本史料を高好の法名を冠して「宗感覺帳」と呼称することもまた妥当であると言えよう。

【内容構成と年代】次に問題になるのは、「宗感覺帳」に記載されているのは、いつの、どの店の記事であるかということである。

「宗感覺帳」の記事の主要な題目と、干支、閏月などから判断できる年代を示すと第2表のようになる。記事の年代について明らかになるものについて、その範囲を見れば、表側(以下Aと記す)は、天和三年(一六八三)から元禄三年(一六九〇)まで、裏側(以下Bと記す)は、天和三年(一六八三)から、貞享二年(一六八五)までということになる。

第3表は、伊勢松坂において掌握された、三井家同族の人別帳記事をまとめた「三井一統松坂人別帳」⁵⁾から、高好の記事を抜き出し

三井の江戸店に関する主な出来事	江戸にいる他の兄弟
<p>* 高利, 江戸本町一丁目に呉服店(本店)開業。</p> <p>* 本町二丁目店(新店)を新設。</p>	<p>高平・高富 高平・高富 高平・高富 高平・高富・高治 高平・高富・高治 高平・高富・高伴 高平・高富・高伴 高富・高伴 高富・高治 高富・高治・高伴 高富・高治・高伴 高富・高治・高伴 高富・高治 高富・高治・高伴</p>
<p>* 一丁目店を駿河町南側に移転。両替店新設。二丁目店を駿河町本店に吸収。</p> <p>* 駿河町北側に綿店を新設。</p>	<p>高富・高伴 高伴 高伴・高久 高久 高久・高春 高久 高富・高久 高平・高久</p>
<p>* 高利没(73)。</p>	<p>高平・高久・高春 高平・高久・高春 高平・高久 高平・高久・高春 高久 高久・高春 高久</p> <p>高久 高久 高久・高春</p>

て表にしたものである。ここでは高好の一年ごとの所在地に注目したい。△高好が江戸に滞在している期間の記事は、江戸に関するものである」とりあえず仮定すれば、A①～④、⑩

⑬、およびB①～④は江戸店に関する記事とみなせる。記事内容についてみても、このうちA⑩～⑬、B①～③については、江戸店に関するものであることが明らかであるし、A①～⑤に

第3表 三井高好(宗感)年表

年	名乗り	年齢	所在		
寛文 9 酉年 (1669)	佐 吉	8	松坂		
	10 戌年 (1670)	佐 吉		9	
	11 亥年 (1671)	佐 吉		10	
	12 子年 (1672)	佐 吉		11	
	延宝 元 丑年 (1673)	佐 吉		12	
		2 寅年 (1674)		佐 吉	13
		3 卯年 (1675)		佐 吉	14
		4 辰年 (1676)		佐 吉	15
天和 元 酉年 (1681)	5 巳年 (1677)	佐 吉	16	在江戸	
	6 午年 (1678)	佐 吉	17	在京	
	7 未年 (1679)	勘右衛門	18	在江戸	
	8 申年 (1680)	勘右衛門	19	在京	
	2 戌年 (1682)	勘右衛門	21	在江戸	
	3 亥年 (1683)	勘右衛門	22	在江戸	
	貞享 元 子年 (1684)	勘右衛門	23	在江戸	
		2 丑年 (1685)	勘右衛門	24	在江戸
3 寅年 (1686)		源右衛門	25	在江戸	
4 卯年 (1687)		源右衛門	26	在江戸	
元禄 元 辰年 (1688)	源右衛門	26	ママ	在京	
	2 巳年 (1689)	源右衛門	28	在京	
	3 午年 (1690)	源右衛門	29	在江戸	
大雑把にまとめれば、「宗感覺帳」の記載内容は、江戸の、	4 未年 (1691)	源右衛門	30	在江戸	
	5 申年 (1692)	源右衛門	31	在京	
	6 酉年 (1693)	源右衛門	32	在京	
	7 戌年 (1694)	源右衛門	33	在江戸	
	8 亥年 (1695)	源右衛門	34	在京	
	9 子年 (1696)	源右衛門	35	在京	
	10 丑年 (1697)	源右衛門	36	一	
	11 寅年 (1698)	源右衛門	37	在京	
	12 卯年 (1699)	源右衛門	38	在京	
	13 辰年 (1700)	源右衛門	39	在京	
	14 巳年 (1701)	源右衛門	40	在江戸	
	15 午年 (1702)	源右衛門	41	在京	
	16 未年 (1703)	源右衛門	42	在京	

出所)「三井一統松坂人別帳」(三井文庫所蔵史料 特 23)。

ついても江戸店関係の記事とみなして良いであろう。A⑥⑦は、京都店における仕入れに関する記事と見られる。三井の事業は、天和三年(一六八三)の駿河町移転後は、呉服業と両替・金融業の二本建てになるが、両替店関係の記事はA⑫(および⑬の一部)とB②に過ぎない。また経営に直接関係しない記事として、A⑨(薬の処方と効能に関するメモ)がある。

大雑把にまとめれば、「宗感覺帳」の記載内容は、江戸の、それも呉服店経営に関するものがその中心となると言えよう。ところで、この史料が、どういう順序で書かれていったのか、つまり表表紙側から書き始められたのか、それとも裏表紙側から書き始められたのかについては、今のところ明らかになっていない。ただ表表紙側も裏表紙側も、いずれも天和三年(一六

八三)の記事からはじまっていることから考えれば、表表紙側と裏表紙側のそれぞれの側から同時並行的に書かれていったという見方ができるのではないか。

2 三井高好について

それでは三井高好(宗感)というのは、どのような人物であったのか。まず第3表や後述する他の史料をもとに、高好の経歴を年表風にまとめると次のようになる。

寛文二年(一六六二)、三井高利の六男として伊勢松坂に生まれる(系図参照)。幼名は佐吉。母はかね(中川氏、法名寿讚)。延宝五年(一六七七)一六歳の時、江戸に出て本町の三井店勤務を始める(「高富草案」第3表)。

延宝六年(一六七八)一七歳のころ元服、勘右衛門と名乗る(第3表、「高富草案」)。

貞享二年(一六八五)二四歳の時、四番目の兄・高伴の名乗りを譲り受け、源右衛門と改名(第3表)。

元禄四年(一六九一)三〇歳ころから専ら京都に居住(第3表、「高富草案」によれば二七、八歳から)。

元禄一七年(一七〇四)正月九日四三歳で没。墓は京都の真如堂にある。

高好の室は、本阿弥九右衛門の娘きく。両者の間には男子高

遠があったが、高遠は、四番目の兄・高伴の養子になっていた。高好の名跡は、末弟・高春に引き継がれた。⁶⁾

次に、高好の人物像について、史料をいくつかあげてみたい。

まず三番目の兄・高治が著した「商売記」(享保七年)では、高好は次のごとき評価をうけている。

一 ^(高好) 宗感儀若年より江戸表にて店前売商手代共に勝れ一番に

前売宜敷相勤、中く店中にハ宗感に続申もの無之候、
其後今八郎右衛門跡の京都買物一切相勤申候事

ここでは、高好の商売の才能、特に江戸店での前売の能力が高く評価されている。

もうひとつ、二番目の兄・高富による高好の評価を見ておこう。高富が著した家法草案「高富草案」(宝永初年)には、高好に関する次のような記事がある。

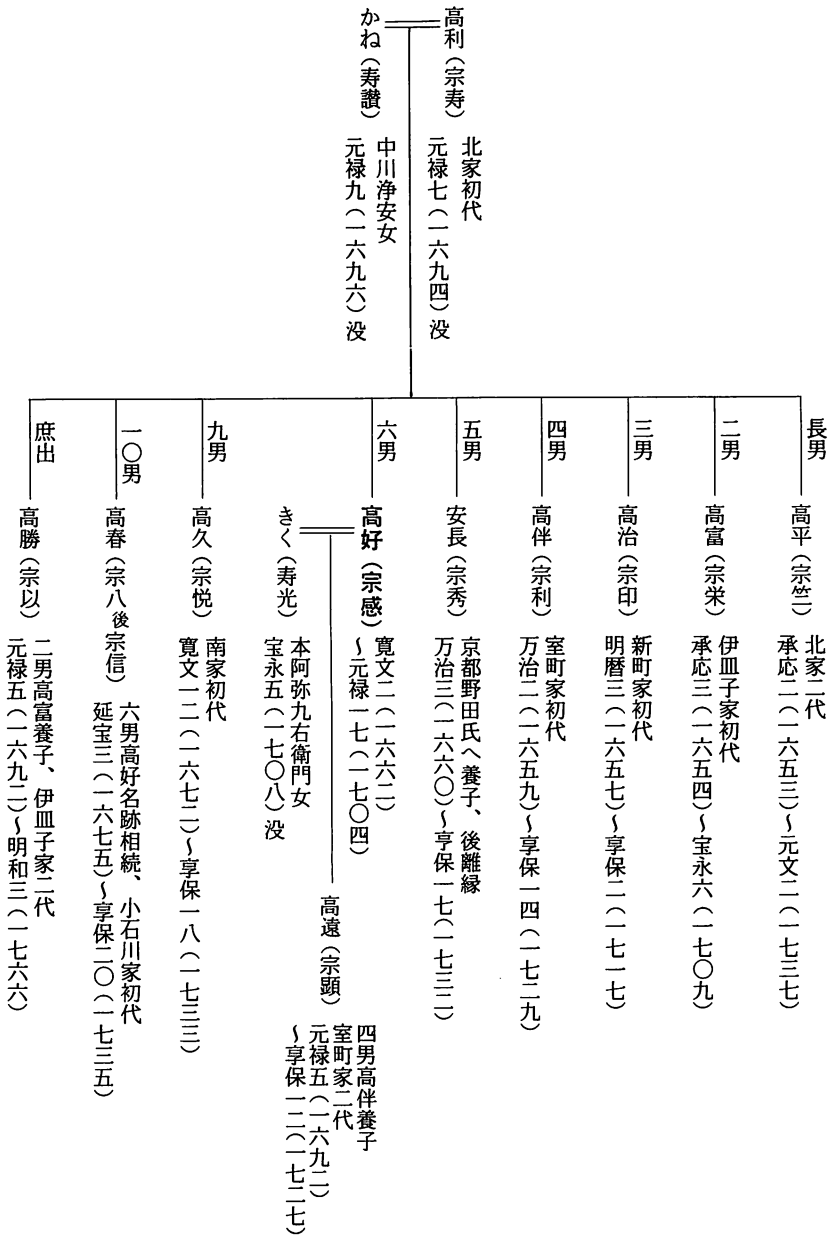
一 ^(高好) 源右衛門儀若名佐吉、元服シテ勘右衛門、十六ニ而江戸

本町之店へ下り、八郎右衛門下知ニ而六七年ハ随分宜相勤一家調法ニも可成処、廿四五ニ而退屈勤油断ニ成、依

之勢州ニ久々差置、廿七八ノ京都ニ差置、三十年来ニ而妾ヲ持、^(高利)宗寿手はなしなく六角ニ被差置、死後以来三郎

助宅へ移、十年余室町買方ヲ相勤、二三年は無事ニ勤候

三井高好(宗感)関係系図



注) 高利の子女のうち、早逝したもの、女子、他家からの養子は省略した。

へ共、其後は行儀不立病者と成、四十二而終、本ハ実性ニ候へ共身持不立命失、未々若年之者為可有覚悟記之也

一 源右衛門売買ニさとく器量人ニ勝たる者、差当所々知恵働共ニ随分利発、依之情へんハ勝テ上手也、大根上手ニ勝実儀不十分しまり共ニ同前、宜者引メ使候ハ、一器量各別ニ宜可相成処、此者ニ打任捨置候ニ付、万共ニ違、第一分ノ不仕合、思ハ惜キ者也

高富は高好について「売買ニさとく器量人ニ勝たる者、差当所々知恵働共ニ随分利発」というように、高治の「商売記」と同様、商売上の才能を認めながらも、「行儀不立」「身持不立」と手厳しい批判を行なっている。江戸においても、京都に移つてからも高好は、この高富のもとで働いていたのであつたが、「宜者引メ使候ハ、一器量各別ニ宜可相成処」という箇所に、創業をともしに担つた兄弟達のうち、もつとも早く世を去つた弟・高好を惜しむ気持ちとともに、彼を監督しきれなかつた高富自身の無念の思いが窺われるのではないか。

さて、以上の記事から、三井の事業発展の上での、高好の働きについてまとめてみたい。三井の事業は呉服業と両替・金融業を二本の柱として展開されたが、これまでのように高好は呉服事業に専ら携わっていた。それは、江戸での働き、および京

都での働きとに分けることができる。

まず江戸における働きについて。

第一には、「商売記」に述べられているように前売商いを発展させたこと。前売（売り場での現金売り）は三井にとつて「第一之家徳」と認識されていたもので、三井越後屋に飛躍的発展をもたらした。この「前売」において、宗感は「手代共に勝れ一番に」勤めたのである。「宗感覺帳」の記事の大部分は、この時期の高好によつて書かれたものと見られる。

もう一つあげておきたいのは、駿河町移転に際しての高好のはたらきである。駿河町移転に関しては、駿河町の人見正竹の家守和田平右衛門が、駿河町との仲立ちとして大きな役割を果たしたことが知られているが、平右衛門のもとに集まる旗本たちを目当てに、風呂敷包みをかかえて商売にあらわれ、平右衛門との最初の接触の機会をつくつたのが、その当時勘右衛門と名乗っていた高好であり、その後も駿河町移転に関して平右衛門との接触の窓口になつたとされている。

次に、京都におけるはたらきについて。

「商売記」「高富草案」にあるように、京都に移つて後の高好は、江戸で販売する呉服物の仕入れに当たり、高富とともに京本店（当時は室町通蛸薬師町に所在）を統轄していた。ちなみに元禄八年（一六九五）に出された京本店の店式目「家内式法帳」⁽¹⁾は、当時八郎右衛門を名乗っていた高富と源右衛門を名

乗っていた高好の連名によるものであり、式目の内容からは高好が実質的に京本店を取り仕切っていたことが窺える。

(西坂)

3 若干の論点をめぐって

1・2でみたように、「宗感覺帳」は、当該期江戸の三井営業店に関する一次史料としては、延宝期の「諸法度集」や「宗寿御自筆覚帳」等と並ぶ重要なものである。これ迄、本史料を利用した研究としては、中田易直「三井高利」と、「三井事業史」本篇第一巻があげられるが、いずれもB①・②などの一部について若干分析するにとどまっている。これは、その内容の難解さとともに史料の全容が広く紹介されていなかったことによる点が大いように思われる。この史料紹介を一つの契機として今後多様な視角からの吟味・検討が加えられることを願っている。ところで筆者(吉田)は最近の論稿で、「創業期の三井」における売の諸形態とその変革の意味を考察し、その中で「宗感覺帳」にも若干ふれた。ここでは、拙稿の論点との関連で、本史料で注目される内容について、奉公人、売場、本町呉服仲間の三点をとりあげて、それぞれについて、簡単にノートを記しておきたい。

(1) 奉公人

「宗感覺帳」の内容は、本町から駿河町への店舗の移転直後から数年間における、江戸本店・綿店・両替店の草創期の経営概況全般に亘たる。その中で、まず目にとまるのは、奉公人に関する記事であろう。特にA⑩・⑬からは、元禄三年(一六九〇)における、駿河町の本店・綿店・両替店の奉公人構成を具体的に知ることができる。そこで延宝期の「諸法度集」や、「脇田藤右衛門扣」によって得られる奉公人のデータと、A⑩・⑬の内容を併せて表示してみよう(第4表)。奉公人と一口にいっても、支配人、手代(平)、子供、男(台所方)に区別される。この点に留意して、本店の総人数に注目してみると、延宝期の本町一丁目当時で一三〇一五人、天和三年(一六八三)に二六〇二七人、元禄三年(一六九〇)には八〇人へと、特に駿河町移転以降急激に拡大していることが明らかである。その要因の第一は、本町二丁目の新店の合併によるものであろう。第二が、移転後に新たに江戸本店に所属することになった奉公人によるものとみられる。こうして江戸の三井は本店を軸に、天和三年(一六八三)に新たにひらかれた両替店、貞享四年(一六八七)に創設された綿店と、その骨組が確立し、元禄三年(一六九〇)には計一〇六人も奉公人を抱えるに至るわけである。

さて本史料にはこの外にもA①・②・④・⑤、B①等に奉公人とみられる人名が記されている。まずB①であるが、これは前後の記載からみて天和三年(一六八三)七月頃の人名であり、

第4表 延宝～元禄初における江戸三井各店の奉公人

	本店	計	新店	計	綿店	計	高替店	計	出典
延宝元年	(手代13・子供2)								「店式目」
6年	(手代9・子供2・男1)13		(手代7・子供2・男1)10				(手代4～5・子供1)		「脇田藤右衛門扣」
天和3年							(手代5～6)		〃
貞享2年									〃
4年					(手代9～10)				〃
(年欠)									A⑤
(手代34・子供17・男8)59									
元禄3年	(手代45・子供23・男12)80				(手代11・子供3・男1)16		(手代6・子供1・男1)8		A⑩～⑫
〃	(手代45・子供23・男13)81				(手代13・子供3・男1)17		(手代5・子供2・男1)8		A⑬

注) 「宗義御自筆覚帳」から、延宝5,6,8年の奉公人名が得られるが、抹消が多く、現員数のデータとして使用できなかった。なお、支配人は手代に合算してある。

「屋鋪売」に携わった者一八名と、その売上高(同年一～七月分)⁽¹⁸⁾が明らかとなる(後掲第5表を参照)。これらの人名をA①・②と対照してみると二二名が確認できる。A①・②の人名は三井店奉公人とみられるから、B①のほとんどもは、三井の手代とみてまちがいあるまい。またB①に「新店売」という項がみえ、これが本店↓新店への卸売分とすれば、B①全体は本店のみの勘定となり、一八名の大半が本店の手代であることが

確定できる。

次にA①・②であるが、計二九名がほぼ重複することなく記されている。このうち、B①との対照から、A①は本店手代部分にはほぼ相当することがうかがえる。またA②については、B①と重複するもの四名と、本店手代も一部ふくむが、これ以外にも、新店からの合流者と、若干の新規の手代とが含まれているのではないか。この点は、第4表の「惣人数」「手代数から

第5表 天和3年1~7月の屋鋪売(本店分)

	売高(8カ月分)		人名の対照	
	銀	匁	A①	A②
太郎兵衛	3,627.6		○	
七郎兵衛	3,848.2		○	
吉兵衛	5,966.3		○	
清兵衛	5,574.5			○
忠兵衛	4,504.4			
伝兵衛	3,436.6			○
彦兵衛	960.4			○
安兵衛	2,328.8			○
鈴木浅右衛門	410.4			
半兵衛	32,307.2		○	
一郎兵衛	16,360.4		○	
太兵衛	998.7		○	
七右衛門	438.1			○
甚兵衛	19,020.7		○	
六兵衛	5,502.1		○	
深津伝右衛門	4,505.1			
惣兵衛	1,580.1			
藤兵衛	2,289.7			
合計*	113,597.8			

注) *売高の計算上の合計は113,659匁3分。

西坂靖は、「越後屋における手代の勤務成績の管理をめぐって」と題する報告²⁰⁾の中で、「越後屋の奉公人の世界を、将来自分商売を始めようとする者の集まりととらえれば、それは、個々のセクション(売場など)が一個の疑似的小経営(商売)単位として、それぞれの才覚をもって販売努力を強いられ、店舗間競争に類似の競争の様相を見せているものにとらえられる」という重要な指摘を行なった。A⑬の、元禄三年(二六九〇)「本店人数立定」には、冒頭に「売場 十二ヶ所」とあって、手代・子供各一名からなる「疑似的小経営」が販売の中核である前売の単位をなすことを

みても、また二九名の手代数からも妥当であろう。以上から、A①・②には、天和三年(二六八三)秋・貞享元年(二六八四)当時の、新店吸収直後における本店の手代のほぼ全容¹⁹⁾が登場しているものと推定しておきたい。

またA⑤には、三階層からなる手代三四名、子供とみられる者一七名、台所四名の計五九名が記されている。これは年欠であるが、この時期の奉公人数が一貫して増大しつつあったと仮定して、第4表にこれをおいてみると、貞享二年(二六八五)

〔元禄初の間のものとなろう。問題は、A⑤の中に両替店や綿店の奉公人がふくまれているかどうか、という点である。両替店については不詳であるが、綿店との関係については次のように考える。前述のように、A①・②の二九名を天和三年(一六八三)秋の本店の手代数とみて、これに貞享四年(二六八七)開設時の綿店の手代数九〇名を集計すると、A⑤の手代数を上回ってしまう。従って、A⑤は、綿店創設以前、すなわち貞享三年(二六八六)頃の本店の奉公人とその構成を記したものとみてよいのではないか、ということである。

(2) 売場

商人名前	ランク	銀高 (貫)	a. 元禄10 「国花万 葉記」	b. 「町人 考見録」	c 享保2「本町 1・2丁目絵図」
三井紹貞	上々	100	○	○	② (三郎左衛門)
富山喜左衛門	上々	100	○		①・②
富山九左衛門	上々	50		○	② (大黒屋一)
いつくら五兵へ	上	50	○		②
桜井伊兵へ	中上	20			
小野田権右衛門	中上	20			
松や為兵へ	(手前同前)		○		
いせや治右衛門	中下	5			
三井六右衛門	}	~ 10 (同敷は無用)		○	
家城太郎次			○	○	
八文字や伊兵へ			○		
松や三郎左衛門			○		
いせや治兵へ	中下	5			①
長嶋三郎兵へ	上	30			
両国や十右衛門	中上				
いつみや八左衛門	中上	30			
松や為左衛門	中	10			
鎰屋太兵へ		5			
一文字や伝兵へ	中上	10			①
大和や治右衛門	中	10			

れ本町1丁目・2丁目を示す。

明示している。問題はこのような売場が何を指標としていつ確立するか、という点にある。例えば、延宝元、三、四年(一六七三、五、六)の各店式目をみても、前売ということは見えるが、前売の場としての売場についての規定は全く見られない。また「宗感覺帳」の奉公人に関する記載をみても、A⑬以前には、売場の所在を確認させるものはないのである。一つの手がかりは、1でふれたB①の、「屋舗売」にあるように思われる。第5表は、このB①にみられる「屋舗売」のリスト一八名と売上高をまとめたものであるが、その売上高には大きな格差があり、特に、半兵衛、甚兵衛、一郎兵衛の三名が群をぬいて多い点が注目されよう。参考のために一八世紀初めの、本町一丁目小野田呉服店の商内高の構成をみると、「屋舗売」は、「武兵衛売、宇兵衛売」と、二人の手代とみられるものが半季に銀二〇〇〇貫目もの売上を記録していることがわかる。これから三井本店の半兵衛

第6表 《商人名前書上》と本町呉服仲間

商人名前	ランク	銀高 (貫)	a. 元禄10 「国花万 葉記」	b. 「町人 考見録」	c. 享保2「本町 1・2丁目絵図」
鶴や竹右衛門	上	50			
松やか兵へ	中	20			
桔梗や七左衛門	上	50			○(長左衛門)
松や長左衛門	上	20			①
那波三右衛門	中上	20			
万や市右衛門	中上	15	○		
長嶋八助	上	30			①
金や太右衛門	中	10			
つちや四郎左衛門	上	30			②
山村吉右衛門	中上	20	○		②
壺や長左衛門	中	10	○	(長右衛門)	②(長右衛門)
松や市兵へ	中	10			
松や八六右衛門	上	50	○		
大こくや清兵へ	中下	10			
丸や六兵へ	中上	20			
おひや三郎右衛門		20			
白木や彦太郎	上	50	○		
大橋小左衛門	中上	20			
山田や与三右衛門	中	15			
岡村権平	中上				
浜口や三郎左衛門	中	15			②(三郎右衛門)

注) a. b. cで、商人名前と一致する人名があるものに○を付した。cの①・②は、それぞれ

など三人は、主に屋鋪売に携わる手代と推定でき、本店の手代内部に、営業上の役割分担が行なわれていることが示唆されている。そして、第5表の他の手代の多くは、前売等他のセクションの担当者なのではないか。

しかし、天和三年(一六八三)段階の前売は、次の二点で元禄三年(一六九〇)のそれとは異なるものと考えられる。一つは、右のようにみると、前売の担当者等も副次的には屋鋪売を行なっており、その「小経営」が前売のみに特化していないことになること。二つめに、第4表からもうかがえるように、延宝期以降の子供数からみて、天和三年(一六八三)当時の子供も手代に比してきわめて少数と推定でき、これでは手代一人、子供一人からなる「疑似的小経営」としての売場を十分構成できないことになる。つまり駿河町移転直後の本店において、前売は未だ専ら個々の手代の才覚に依存し、売場は未熟な段階にあるということである。

そして、A^⑬に見る売場等の構成は、天和段階とはことなり、それぞれが大規模化された店舗内で機能化された後の状況を明示するものではないか。すなわち、店舗内における前売の場合^{II}機能化された売場の単位は、A^⑬（あるいはA^⑤）によって、ないしはその直前に確立されたと考ええるものである。

(3) 本町呉服仲間

Bの末尾には、貞享三年（一六八六）の「覚」（B^④）につづけて、「商人名前書上」（B^⑤）がみられる。ここには合計五〇名の商人が記されているが、この書上の意味については判然としない。以下、この書上の内容について気をついた点を二、三のべてみたい。

まず記載の内容であるが、これは「上、中」などのランク付、銀高、人名、居所からなっている。この内、ランク付と銀高とは、上ター一〇〇貫（二人）、上二二〇〇五〇貫（四人）、中上二〇〇二〇貫（二人）、中一〇〇二〇貫（一人）、中下一五〇一〇貫、無記載（九人）等とそれぞれ対応関係にある。この内、銀高については、松屋為兵衛のところに「是ハ手前同前何程も致候」とあり、また三井六右衛門以下四軒について、「右四間ハ様子見合、其時ノ見分ニ致シ高敬^{（十貫目）}目切と心得可申候、同數ハ無用」とある点が手がかりとなる。つまり、何らかの売買・取引の量的目安を表示したものとみてよいのではないか。そして、「上、中……」というランク付は、取引先として

の質について記すもので、三井六右衛門以下四軒は、「同數ハ無用」、すなわち、できるならば取引したくない相手として、ランク付の対象からも外されているものと考えたい。そこで問題になるのは、これらの商人はどのような者か、三井とはどのような関係にあるのか、という点である。まずはじめの八筆九人は、いずれも京都の商人と見られ、江戸の本町一・二丁目に出店を有す、染物店、箔店からなっていると推定できる。このように営業内容を直接うかがわせる記載は以下のものにはみられず、これらの九人が他とはやや異質な感じを与える。

つづく鶴屋竹右衛門以下四人については、一部を除いて、居所や営業内容は記されていない。かれらは一体何物なのか。

第6表は、これら四人について、a「国花万葉記」、b「町人考見録」、c「享保二年江戸本町壹丁目式丁目之絵図」等の人名との対応をみるために作成したものである。この内、a、bは京都に仕入れ店をもつ呉服問屋・小間物問屋であり、またcの大半も本町呉服仲間の構成員を示す。これにより推定すれば、第6表の商人の大半は本町一・二丁目に店を構える呉服問屋であり、若干のものが他町の呉服屋や関連業種のものであるということになる。このようにみると、書上冒頭の九人をふくめ、ここには当該期の本町一・二丁目における呉服店の仲間と、関連の営業店を営む商人の相当部分が書上げられていることになる。すなわち、「商売記」²⁶等が記す、延宝く天和期

の、三井との激しい争闘を経た直後の本町呉服仲間の実像が、この内に見えかくれるのである。なかでも注目されるのは、このリストの中で七軒に及ぶ「松屋」の存在である。本町呉服仲間から三井を「仲ケ間はづれ」にし、本町から三井を追放する上で中心的な役割を担った「呉服所松屋方」とその「一門之店」がここに記されているのではなからうか。そして、この中の松屋加兵衛が、正徳四年(一七一四)六月に、本町一丁目北側の町屋敷を二〇〇〇両で売った「松屋加兵衛」と同一人物、あるいは後継とすれば、この書上には、未だ三井に屈服し衰退する以前の松屋グループが、その属した本町呉服仲間共々明示されていることになるのである。

(吉田)

れについても影写本(三井文庫所蔵史料 特一一七)が公開されている。

(5) 「三井一統松坂人別帳」(三井文庫所蔵史料 特三三)。

(6) 高春が、高好の名跡となった事情については、以下の「宗竺遺書」「家伝記」の記事を参照。

「宗竺遺書」(三井事業史 資料篇一) 四ページ
一 各身上割法之定書如左

高式百式拾也

内

(中略)

式拾式半者

宗^(高春) 八〇(印)

是者宗感割并宗宗割之内方出入、両方合如此也、

此識別二記之

「家伝記」(三井事業史 資料篇一) 二二二ページ)

一 宗八義者宗宗養子に宗寿被致置候、然るに今度同苗身

躰割法改候処、宗宗家督式つに立、惣領次男之法を以

て分配候時ハ宗八身躰殊外軽ク罷成候付、幸宗感名跡

を一所に致し両方の身躰相結割法定置也、仍之宗八儀

者宗宗悴宗感名跡と心得可申候事

(7) 「商売記」(三井事業史 資料篇一) 四三三ページ)。

(8) 「高富草案」(三井文庫論叢) 四号、一九七〇年、六七

ページ)。

- (1) 「宗感覺帳」(三井文庫寄託史料 北六一一〇)。
 (2) 「宗感覺帳」(三井文庫所蔵史料 特一一九)。こちらは一九八五年から一般公開されている。
 (3) 「宗感覺帳」が、いつの時点で、またどのような事情によって北家に伝わることになったのかについては不明。「宗感覺帳」という題簽は、北家の所蔵に帰した後には付されたものと推測される。
 (4) 「宗寿御自筆覚帳」(三井文庫寄託史料 北六一四)。こ

(9) 「(和田平右衛門家伝駿河町出店事情写)」(三井文庫所蔵史料 本一四六五—九)。

(10) 高富・高好が京本店を統轄した様子は、京本店の重役であった中西宗助の覚書(享保二年)にも記されている。

〔中西宗助覚〕、『三井事業史 資料篇一』四八ページ。

一 本店支配人中野平兵衛油小路江御引取被遊候ニ付、其代り役として式拾ヶ年以前私廿三ニ罷成候節支配被仰付、尤其比私^(高好)年数之者七八人も御座候得共、御目かねニ而被仰付候由、宗栄様^(高意)・宗感様^(高好)御意被下候御事御座候哉兎角ニ埒不仕、依之先ニ橋井理兵衛へ其段申達候事

一 其後午の年宗栄様病氣御快ニ付、宗竺様^(高平)被仰渡候由ニ而本店へ御出被遊、近年之様子も御中絶ニ御座候間、存入共無遠慮可申上由、尤宗感様御儀者当分本店之儀者就御病氣御用捨に候間、其旨ニ相心得申様ニと被仰(以下略)

(11) 「家内式法帳」(三井事業史 資料篇一)所収。

(12) 「諸法度集」(三井事業史 資料篇一)所収。

(13) 註(4)に同じ。

(14) 中田易直『三井高利』(吉川弘文館、一九五九年)。

(15) 吉田伸之「振売」(『日本都市史入門 III 人』、東京大学出版会、一九九〇年)。

(16) 「脇田藤右衛門扣」(三井事業史 資料篇一)所収。

(17) 『三井事業史 本篇一』三三ページと巻末の略年表では、新店の合併を貞享元年(一六八四)秋のこととしているが、「脇田藤右衛門扣」によるなら、天和三年(一六八三)秋のあやまりとなろう。

(18) 閏五月をふくむ八ヶ月分に相当する。なお、註(14)前掲中田『三井高利』一一七ページでは、本史料の前売高を「半ヶ年」二六ヶ月分とし、これから一年分を概算しているが、あやまりである。

(19) 当時の支配人(脇田)藤右衛門の名はみえず、「褒美」の対象外とみられる。また両替店については不詳である。

(20) 第七四回『正宝事録』を読む会、一九八八年三月七日の口頭報告。以下の引用は当日のレジュメからである。

(21) 史料にある「但 本長分」の意味は未詳。

(22) 註(15)前掲論文、表2・3・4を参照されたい。

(23) 菊本賀保『国花万葉記』一之上(三井文庫所蔵参考資料C二〇〇—四)。同史料所掲の「江戸本町四丁目呉服棚」、「同小間物棚」の項にみられる一九名の商人名と対照した。なお、註(14)前掲中田『三井高利』一一八ページを参照。

(24) 『近世町人思想』(日本思想大系五九、岩波書店、一九

七五年)による。

- (25) 「江戸本町一・二丁目絵図」(三井文庫所蔵参考史料 C二一―二四三)。なお『日本都市史入門 II 町』(東京大学出版会、一九九〇年)一五二・一五三ページに同図の写真が掲げられている。

- (26) 「商売記」(『三井事業史 資料篇一』所収)。

- (27) 「(本町壱丁目北側西角と四軒目表京間六間口裏行式拾間家屋鋪沽券状)」(三井文庫所蔵史料 追七〇三一―一〇)。

(追記)

本稿校正段階において、文化学園服飾博物館の植木淑子氏より、服飾関係の参考資料をはじめ、種々の御教示をいただいた。記して謝意を表したい。

凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、茂、而は漢字のまま用いた。また、*ぶ*、*め*、*ノ*は原文の通り使用した。

- 一、読みやすくするため適宜読点を加えた。

- 一、抹消された文字は左傍に \sim をつけ、右傍に改変された文字を記した。

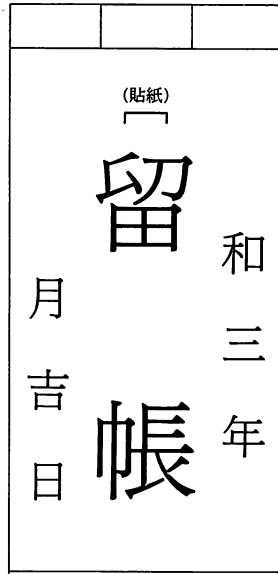
- 一、判読困難な字は、□とした。

- 一、貼紙は、貼付箇所を「」で示し、文面は「」でくくり、右肩に(貼紙)と注記した。

- 一、符牒はできるだけ行間に実数を付したが、一部に当該期にのみ用いられ、後には使用されなくなったため意味不詳の符牒もある。使用されている主な符牒は左の通りである。

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分
- イ セ マ ツ サ カ エ チ ウ シ 舟 仙 𠂇、入
- 曾 野 見 江 佐 留 所 於 戒 敬

(表紙)



原寸 9.7 cm × 20.5 cm

(貼紙)

〔宗感覺帳〕

(1丁表)

・表紙裏白紙
(1丁裏)

褒美金留

亥十月申渡

一 銀マ貫目

七郎兵衛

一同 七三貫目 左兵衛

一同 七三貫目 太郎兵衛

一同 二貫七唐目 半兵衛

一同 サ五唐目 甚兵衛

一同 サ五唐目 吉兵衛

一同 サ五唐目 市郎兵衛

一同 サ五唐目 平右衛門

一同 マ唐目 太兵衛

隙遣ス節取之ス

(2丁表)

一 マ唐め 十兵衛

一 七唐め 茂兵衛

丑九月相果申候

一 サ唐め 太右衛門

親類平四郎ニ遣ス

一 マ唐め 半右衛門

子極月隙遣ス

是高ニ

銀敬工カ橋、

亥七月店落残

一 式拾八ノ百四拾八匁 文所るい

一 八貫九百八拾式匁 利京益
七分 躰細るい

一 式ノ九百 番無類
四拾四匁八分

一 三ノ五拾九匁 染上下類

一 五拾四ノ四百 卷物類

四拾六匁八分

(4丁裏)

一 式拾貫三百 万夏物類

四拾九匁七分

一 六百老匁 染地類

一 五拾三ノ八百 板物類

四拾四匁七分

内廿九ノ六百老匁熨斗也

一 三拾一ノ七百 染物類

式匁七分

一 八拾九ノ八百四匁 箔同

一 六十八ノ七百卅三匁 羽式重類

三分

内四ノ三百廿三匁三分 羽式重切々也

(5丁裏)

廿八疋半反

常幅本紅

一 三貫六百廿五匁 但礼出入積り
詠系式ノ百八十三匁

・余白あり

(4丁表)

(3丁裏)

- 一 式百卅式匁 同広一疋
- 一 詠糸百十式匁 但四匁出積り
- 一 壹匁貳百 同上り三疋
- 一 八十八匁 同上り三疋
- 一 詠糸四百七十九匁 但サシサ、出積り
- 一 拾九匁九十式匁 羽織地
- 一 貳拾貳匁三百卅七匁 るい
- 一 五拾三匁四百 麻上下類
- 一 四十八匁八分 さや縮面
- 一 六拾壹匁五百 綸子類
- 一 九十七匁七分 万唐物
- 一 但シ棧留 弁柄せん
- 一 かひ丹 ひろふと
- 一 海黄 南京
- 一 毛類 メ

(5丁裏)

- 一 八貫百八匁式分 立帶類
- 一 合 染帶同
- 一 成ノ七月五百三十二貫三百四十五匁四分極月分残り物有 眼沙同
- 一 一 工唐サシセ七百五十二貫八百八十匁五分メチ唐チシ、サ入
- 一 但正月店帳也
- 一 亥七月後下り高 尤番貫無之候
- 一 千サ唐セシツ千五百二十四貫八百三十二匁六分メチ唐マシセ、カ入
- 一 但百四十一番迄 内七貫カシカ、ツ入付掛右之高
- 一 内七貫カシカ、ツ入付掛右之高 之内ニあり引筈
- 一 亥正月千三百三十五貫百六十四匁一分迄下高
- 一 千マ唐マシサ千三百三十五貫百六十四匁一分メチ唐カシツ、イ入
- 一 内式五十一番貫荷有之候
- 一 残而 式百五十式番荷物 高也

(6丁裏)

(6丁表)

寅二月合力

・余白あり

〔7丁表〕

一 半兵衛

同

一 利兵衛

同

一 市郎兵衛

同

一 六兵衛

同

一 吉兵衛

同

一 安兵衛

同

一 清兵衛

誠奈シ

一 孫右衛門

同

ノ 拾老人

〔7丁裏〕

遣ノ定

一 源七

誠里又シ

一 重兵衛

同

一 小右衛門

同

一 甚右衛門

同

一 伝右衛門

同

一 治郎兵衛

同

一 半兵衛

半兵衛

一 利兵衛

利兵衛

一 市郎兵衛

市郎兵衛

一 六兵衛

六兵衛

一 安兵衛

安兵衛

一 清兵衛

清兵衛

一 七右衛門

七右衛門

一 藤右衛門

里誠、

一 治兵衛

誠奈シ

一 太郎兵衛

同

一 左兵衛

同

〔8丁表〕

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

一 久兵へ	一 市兵へ	一 新兵へ	一 平吉	一 勘七	一 庄九郎	一 利右衛門	↗ 十式人	一 又兵へ	一 長右衛門	一 小兵へ	一 庄五郎	一 九兵へ	一 五兵へ
同	同	誠 <small>信</small> 、 、	同	同	同	誠 <small>信</small> 、 、		同	同	同	同	同	同 誠里 シ

(9丁表)

(8丁裏)

一 辰之介	一 三四郎	一 松之介	一 文十郎	一 藤三郎	一 二郎吉	一 二郎市	一 五郎吉	一 四郎三郎	↗ 十一人	一 吉左衛門	一 長兵へ	一 七兵へ	一 吉右衛門
		六之介	勘之介	市十郎	三之介	与四郎	権十郎	長吉		同	同	同	同

(9丁裏)

一 四郎兵へ

一 十七人 和シツ、

一角兵衛

又両ツ、

一新助

同

一 伝吉

壹両壹分

一 三介

金三分

外二年季男

三人

一 季物

壹人

市郎兵衛

小右衛門

一 冬季

壹両

小袖代

一 夏季

壹分

帷子代

千式拾

一 上白いと

春より七月迄

式ノ貳百匁ト

五百匁

秋式 ノ七百匁ト

一 弁柄糸

春式 ノ八九百匁

秋式 ノ百匁

中

一 八尋綸子

春六十三匁位

盆前六十五匁

秋七十式三匁

一 小綸子

四十五匁位

只今無之候

一 ぬめ

六十七八匁

但春より盆前迄

秋七十五匁位

一 八尋中紗綾

盆前迄四十マツ匁位

秋四十五匁位

但壹尺五六寸

〔10丁裏〕

〔11丁表〕

上八三百五十匁迄

うこん

なし

紺

式百五十匁位

上八三百匁

(12丁裏)

花色

黒同断

ちや

白同断

鼠

同断

一 黒無龍

盆前
百六十五匁

秋百八十匁

一 紺同

右同断

一 花色

拾匁斗も

下直可有之

一 黒棧留

六十匁位

只今売れ

不申候

春6段々ニ

五十五匁七匁迄

一 広手本嶋

盆前四十匁匁位

一同上

秋四十五匁位

一 広山崩

四匁高斗

一同上

春四十四匁位

盆前同断

秋四十七八匁

一同せは

春三十八九匁

盆前同断

秋四十式匁五分

一 弁柄

上
春四十式三匁

但黄筋十疋

盆前少つよめ

上いてう十疋

秋四十六匁位

(13丁裏)

一 次同

式三匁斗

下直二候

一 かひ丹

春式十六匁五分

盆前式十七匁位

秋式十九匁

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

一	糸こんでれき	秋三十五 <small>八</small> 匁 但春 <small>五</small> 少	一	一本純子	盆前
一	上金巾	春夏四十五匁	一	黒大らしや	百六十匁 <small>五</small>
一	五丈物	秋五十匁	一	黒小らしや 但八間物	百匁迄
一	中金巾	盆前 <small>式</small> 十 <small>式</small> 匁	一	黒大らしや	高ク候
一	五丈物	秋 <small>式</small> 十三 <small>匁</small> 五分	一	黒小らしや	老間二付
一	上 大木綿	盆前五十 <small>式</small> 匁	一	黒小らしや	百 <small>式</small> 三十匁
一	十 <small>匁</small> 丈五尺	秋五十五匁	一	すゝ竹大らしや	七百匁
一	黒ひろふと	春四匁切位	一	同小らしや	黒々十四五匁安位
一	一五色	盆前四匁五分位	一	猩々皮	五百五十匁 <small>五</small> 六百匁
一	一二色	春三匁五六分位	一	黒らせ板	老間二付百五十匁位
		盆前三匁七分位	一	七丈 <small>式</small> 三尺	五百匁位
		秋四匁位	一	すゝ竹らせ板	三百匁位
		春盆前	一	花色同	黒同前
		五匁五分位			
		秋六匁五分位			

(14丁表)

(14丁裏)

(15丁表)

少安め歟

一本とろめん

鼠 四十匁

但ふてい二候

すゝ竹 四十五匁

大飛

ぬめさや

盆前四十七匁位

三丈五六尺

秋五十匁位

同三丈貳尺
小々ひぬめ物

盆前三十七匁位

秋四十匁位

一 小飛ぬめ

三丈五六尺

盆前三十三匁

はゝ巻尺四寸五分

秋三十六匁

(15丁裏)

一 龍文

春と極迄

四十巻匁

秋四十三匁

一 かゝ

三月三十匁五分

諸 三十五匁位

四月三十巻匁

五月卅巻匁五分

六月卅貳匁

城家廿六匁五分

六月

盆極卅貳匁

秋初買卅貳匁五分

諸 卅五匁

(16丁表)

一 広かゝ

廿九匁かへ春夏

一 紅染地

綸子上 四十匁

同中 三十五匁

ぬめ 右同断

縮面

上 貳十八匁

中 貳十五匁

一 八尋りんす 紅染

上 三十匁

(16丁裏)

一 同三丈物

上 貳十匁位

「宗感覚帳」(吉田・西坂)

一	縮面八尋	式十匁
一	三丈物	十七匁 十五匁
一	八尋さや	十八匁 十六匁
一	三丈物	古割
一	かゝ練目	三式十匁
一	絹沓足物ニテ	式十八匁
一	本紅	
	上	十三匁入
	中	十六匁入
	下	式十式匁入

(17丁表)

一	広中幅五匁入
	直は、尺長十匁入
	右盆前ノ直段也
一	秋ハ式匁宛高ク候
一	沓匁掛入式匁糸同引
	四分半割引也
	次尺三匁三ふ也
一	のしめ
	有文
	有文片色
	引切
	有文片色
	紋片色
	詭物惣事ハ
	寄帷子地
	右ハ辻ちやニ仕入申候
	いけ物白平
	右ハ利右衛門方ニ買

(17丁裏)

(18丁表)

一 同 四百斗

上ごま 三郎右衛門

ほうは野 孫兵衛

ふしん寺 庄九郎

一 同 治右衛門方 八百斗

内 六百上下成ル

残而貳百いけ物高当

右ハ六月中頃ハ盆過迄ニ

年内仕入方覚

一 貳千斗 治右衛門方

上下地

一 貳千斗 同人

無し類

一 三千 手前

いけ物

一 千 同人

过れき当

(18丁裏)

一 八百寄

同人

右同断

一 千斗

理右衛門方
入替

但是ハ生平

半さらし其外鳴類

一 盆前ハ盆後只今迄

去年相場ニ壹匁高

一 十八九匁ハ貳十壹匁迄

高ク候

一 貳拾匁ハ貳十三四五匁迄

ほうはニ大分調へ申候

一 片色

表 五十五匁位

中 五十匁位

次 五十壹貳匁位

一 せんし類

(19丁表)

(19丁裏)

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

一	七唐ヨシ 札江誠シ <small>(四百七)</small>	鬱金地牡丹 唐織
一	七唐ヨシ 札江橋野シ <small>(四百三十七)</small>	枝菊 段替唐織 五色小石畳
一	橋 <small>(百七)</small> 七シ 札橋サシサ <small>(百五十五)</small> 、	若松 萌キ長絹
一	橋所シ <small>(百七)</small> 札野誠サシ <small>(二百五)</small>	紅舞絹 かうの図

殿様買

中紅	秋	四十五匁かへ
ちや	手前包式三匁ぬけ	
同白	秋	四十匁
上白	盆 <small>前</small> 後手	四十三匁
	秋	五十匁
	手	四十匁
	秋	四十七匁

(20丁表)

一	七唐所シ <small>(二百七)</small> 札江誠 <small>(四百)</small> 、	ちや地帯刀唐織
一	七誠 <small>(三百)</small> 、 札マ橋サシ <small>(三百五)</small>	地白石竹唐織
一	曾 <small>(二百三)</small> マ誠 <small>(二百七)</small> セシ 札 曾 <small>(二百八十五)</small> マ誠 <small>(二百八)</small> 於シ	白縮子老本
一	りやうきやう よくきさミ多のあふらを 竹ノはしニ而付ケ黒ク成程ニ いり遣	老両
一	ひはつ 其まゝきさみ遣	老両
	諸治丸 <small>シキウク</small>	

(20丁裏)

・余白あり

(21丁表)

一 もつかう 貳分

右同断

一 につけい 壹分

上ハ川ヲさり其まゝ

きさみ遣、火ヲいむ也

一 かんきやう 壹分

一夜水ニ入よくあらひ

きさみ遣

一 まくわ 三分

白水一夜入すな無之

様ニよくあらいきさみ

ほしテ遣

一 くれんひ 三分

上ハ川ヲさり白ミ斗

きさみ遣

但ほいろニ掛あふる也

一 むしやく 一 大くわくらん

一 下り腹 一 しよくしやう

一 むねノつかへ 一 むかいけ

万事吉よし

(22丁表)
・折り目に墨付あり

午ノ四月日改

本店遣之定

一 五貫六拾五匁五分 宿賃

内廿七坪半表分地代 四匁三分二リツ、

同百十式坪半うら分 式匁三分三リツ、

一石式斗かへ

一 拾貫匁 米式百石

但五歩へり

一日ニ白米五斗三升ツ、

一 壹匁匁 味噌塩代

一人前拾匁ツ、

江戸着六分かへ

一 式百八拾匁八分 醤油四石六斗八升

但一日ニ一升三合ツ、

八分かへ

一 六百八十匁 酒八石五斗

正月三ケ日正月廿日三節句七月十四十五日
十月廿日右之日ニ巻斗ツ、宵待五升ツ、
中夏花見同舟一升ツ、不断式升二つもり

〔22丁裏〕

一 九百卅一匁五分 十五兩かへ巻升式分五り也
油四石巻斗四升

但春夏八合 秋冬巻升五合

六分ツ、一兩二百廿斤也

一 式百拾六匁

一日二一斤ならし 三百六十斤
たはこ

一 百四十四匁五分 三百目一斤巻匁五分
せんし茶

一日二八十匁ツ、 廿八匁八百め

一 巻匁八拾匁 一匁二七匁五百匁かへ
薪

匁廿六匁式百五十匁

一日二三匁五分 冬春

十八匁七百五十匁

同 式匁五分 夏秋

ゆふろ六七極正メ四ケ月ハ毎日

残りハ一日おきニ可致候、あとたき

申事無用也、春斗くすりせんしの

おとこニ兩様させ可申候、尤毎日
めし汁ノ下へたき申もメめにて
渡しためし見可申候

〔23丁表〕

一 九百匁 正味六匁入一兩ニ廿表かへ
炭三百俵

但千八百匁也

但三月と九月迄 三メめツ、

十月と二月迄 七メめ遣

茶之下くすり下せんしてニ

メめニかけ渡しニいたし可申候、尤役人

帳ニ付申候、第一火は下ノ炭氣ヲ付可申候

一 式匁百九十匁

やさい
かん物魚類共ニ

内七百五十匁ハ

正月三ケ日五節句ゑひすかう

兩度ノ花見舟 三度ノ日待

残り之所一日ニ四匁遣

一 式百五十匁

但一日七分ツ、

香物代

一 三百匁
三ツめかへ
らうそく

七百五十丁
安キ時分一度ニかい可申候

(23丁裏)

一 三百五十式匁

十六 勘定間

(たゞミ百六十帖
へりなし)

九十九 本見世

百六十

四十五 新見世

式匁式分かへ

三分かへ

一 四十八匁

右之さしちん

一 六十四匁九分

同おもて廿九半

内九 座敷

へり有

同廿疊半中二皆

五匁五分かへ

一 十六匁五分

へり布三反

右廿九帖半ノへり也

六分かへ

一 十七匁七分

右之さしちん

へり有

一 八十七匁壹分
壹匁三分ツ、
上りうきウ表

へりなし
六十七枚

内卅六 表二階ふたま

同卅一疊 おく二かい

(24丁表)

一 十四匁三分

同リウキウ

内四 座敷次

十一帖

同七 裏ノ二かい

三分かへ

一 廿三匁四分

右七十八疊

さしちん

へりなし

一 三百匁

壹匁二六対かへ
筆千八百対

一日ニ五対遣候人之渡し帳ニ付一ヶ月ツ、

一度ニ相渡し可申候

一 百八十式匁

墨百四十丁

壹匁式分ツ、

一 八百六十四匁

日用七百廿人

一日ニ貳人ツ、

一	六百匁	諸道具	一	三十六匁	あたこ百味
	半季ニ三百匁ツ、				
	金子出し候、道具むさとかい申ましく候				正五九三ヶ月
一	四百匁	大工さくわん	一	拾七匁	落合初尾
	蔵ハ各別外ノ儀	さし物材木			代官ともニ
	無用也	釘	一	廿四匁	
				正五九日待	
					浅くさ
					正知みん
					真盛寺
一	巻ノ九百卅匁	いしや衆	一	貳拾匁	酢ノ代
	本店 綿店 兩替店				
	次郎右衛門宅 右四ヶ所一所遣可申候		一	三十匁	めんるい
	卅枚分		一	貳百匁	くハシ
	内 巻ノ貳百九十匁	西 意徳			
	金貳兩分	植 奥伯	一	三十匁	からかさ五十本
	同 百廿匁				てうちん四五丁
	六枚	板坂友閑	一	百廿匁	雨せうし之分
	同 貳百五十八匁				のふれん一張
	同 六十匁	田村玄庵			
	四枚	東 栄			
	同 百七十匁匁				
	同 卅匁	古川宗仙	一	百匁	
	一 貳百匁	人 参代			
	右ハ安キ時年中ノ一度ニかい可申候				
					古キヲ一年ツ、かこいはりかへニいたし候は
					一ヶ年ニ一張ニてよく可有候

(24丁裏)

(25丁表)

一 式百五十匁

はり

あさいと

水なわ

さなた

ねりくり

只今迄入候内二割
引申候、ケ様之物すたり

多く買口遣様しまつ役人かけ申候は
半分にて仕廻可申候

一 式百九匁

明ひつ舟賃

茶屋たちん

状

只今迄ノニ二わり引
荷物下之様さしくりにて二わり違可申候

一 壹匁匁

かし衣類

かし夜着

只今迄二三わり引申候、氣ヲ付候は
半分にて仕廻可申候、衣類ハやふり
申事有之候、夜ル物ハすたり不申候事

一 五百八十八匁

一人八匁四分

かみゆい

但年中七十人と定可申候

忠兵へ呼候て極可申候、合点
不致候は手前にて結可申候
極ニさん用やりましく候

一 百六十五匁

一石三斗かへ

餅米三石六斗

一 壹匁八拾匁

壹人三兩ツ、

上り手代六人

壹兩貳分

路金

壹兩貳分

見やけ物

一 四百五十匁

不時上り

病人五人

但シ一人二壹兩貳分ツ、

かこニても馬ニても少もよけい

無用也

一 壹匁貳百匁

屋敷方

其外方々

諸色遺物

極ノ遺物又ハ

不断極り遣し候物ハ細二帳ニ

(25丁裏)

(26丁表)

付京都へ見せ可申候、十匁か
もの遣候所へ五匁にて見場よき
先重宝成物可有之、二三日前
役人へ申付調可申候、直段
大分之違有之候

一 五匁五百匁 紙一色

只今迄二二わり引申候、一わりハ
紙ノ安キヲ遣可申候、一わりハしまつ
ついへきんミいたし可申候、
安キ時分ニ半季分一度ニかい可申候、
残り紙ハ有物ニ立見可申候

一 五匁四百八拾匁

手代 四十五人

内 式人 三百六十匁
同 三人 四百五十匁
同 六人 八百四十匁
同 八人 九百六十匁

(26丁裏)

同 九人 九百九十匁
同 十一人 一匁百匁

右之内一わり引
残テ四匁九百四十五匁

一 卷ノ式百六十五匁 五十五匁ツ、
子共廿三人

但只今迄ハ六十匁ノ内如此ニ
減シ申候

一 卷ノ百匁 男拾式人

内 頭 九右衛門 百八十匁

同 次 三五郎 百五十匁

同 年季物七人 三百五十匁

但シ五十匁ツ、

同 一季物三人 三百六十匁

但只今迄ハ此方之男中間はつれ
之様ニ寛可被申候、尤中間之外にてハ
候へとも越後や働男と極り直段ニ候、

(27丁表)

相違候は清左衛門新七など二かゝへさせ候は安可有候、只今迄ノ男出し下出しニいたし可申候

一 式百四拾匁

一石老匁式分かへ

米式百石

つきちん

一 六十匁程

本店こや宿買

合四拾七匁三百八十三匁式分

内

四百五拾匁ほど

但シ葉代わり付

綿店
両替店も取

五匁五百匁程

右両所

そう用二取

百廿匁

次郎右衛門方取

薬代わり付

式百四拾四匁壹分

古キたゝミ表

伊勢へ上ス

老匁かへ

百八十九帖半備後表

七分かへ

七十八帖

りウきう

右ハ一枚も不残伊右衛門舟ニ積越

可申事

引残テ四拾老匁六十九匁壹分

(27丁裏)

(28丁表)

右之通ニて候、成ほど心安仕廻申候、

夏季冬季八月も違小遣も大分

違申事ニ候、夏冬ノ中ニてつもり

半分と見候故心当違申候、此段

こまかに日ニわり付、手かゝミ

いたしおき可申候、以上

綿店人数十六人と積り

老ケ年分

目録

一 老匁八百七拾匁

手代共遣

内 百八拾匁

善右衛門

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

同	百五十匁	平右衛門
同	四百廿匁	弥右衛門給分
同	百廿匁	藤兵へ
同	百廿匁	善兵へ
同	百匁	清六
同	百匁	平八
同	四百匁	右同断四人
同	八十匁	又八
同	百五十匁	子共三人
同	五十匁	男老入
一	壹ノ五百匁	宿賃
一	三百六十匁程	蔵敷
	裏ノ蔵十式両トつもり半分	
一	百匁程	髪結賃
一	八百匁	紙一色

(28丁裏)

一	三拾匁	右さし賃
	壹匁五分	へりなし
	二かい廿枚	
	りうきウ	
	へりなし、さし賃とも二	
一	卅匁	らうそく
		七八十丁
一	七匁式分	
	但見せノ分此通りと覚候	
	以後ハへりなしニ可致候	
一	五十式匁八分	廿四枚
	式匁式分かへ	
	疊ノ表	
一	三百匁	葉代
一	三ノ八百四拾匁	そうやう
	一ヶ月一人前廿匁ツ、	十六人
	只今迄ニ二わり引、一わりハ安キヲ遣、	
	五歩ハ買口きんミ、五歩ハしまつ、	
	以上ニわり也、安キ時二度斗ニかい可申候	

(29丁表)

一 廿四匁六分

大屋五節句

只今迄之通

遣物はんせん

一 五匁

御師
吉大夫初尾

只今迄之通

一 六十匁

のふれん

只今迄之通、一ヶ年二二度

一 四十三匁

墨筆

(29丁裏)

一 六十六匁四分

八分かへ
酒

一ヶ年二一石八斗、両店にて一日二五合遣、
六歩綿店へ入申候

一 百五十六匁

廿表かへ
炭

両店にて一ヶ年二六匁め入九十表

一日二
巻〆五百めならし、六歩わり付

一 三十六匁

六分かへ
たはこ

両店にて一ヶ年二百斤、六歩わり付

一 四拾匁貳分

三百め一斤一匁五分
せんし茶

茶□両店にて一日四十匁遣
六歩わり付

一 廿四匁

七〆五百めかへ
薪之代

一日二一匁めたき、六歩わり付

一 百廿一匁貳分

十五匁かへ
油之代

両店にて一ヶ年二九斗

冬三合、夏貳合、六歩わり付

一 百八拾匁

上り手代

一 兩貳分 路金

一 兩貳分 見上ケ

合九貫六百四拾六匁四分

内六七百め引

子細ハ只今ハ拾四人ならてハ無之候、
行々ハ右之人数入可申候、今後多分
之算用、先引見申候

(30丁表)

七ノ五百めかへ

一 十六 匁 薪之代

一日ニ一メめたき、四歩ノわり付

一 式拾五 匁 蠟そく

何方ノつもりニいたし候ても

多く候ゆへへらし申候

一 三十 匁 墨筆

是も同前

一 百廿 匁 紙之代

是も高二て二わり引申候

一わり下直成ヲ遣、一わり買口

ついへきんミ可申候

〔31丁裏〕

一 卅五 匁 甲府様

四度ノ献上

高二て一わり引、是ハ

心得居申候得共二わりも

ちかい申候

一 百 匁 年頭扇子

箱台とも也

是ハ四ヶ所申合

京へ申越候ハ、五わりハ髓ニ違可申候、

先二わり引申候

一 五十 匁 歳暮其外

遣物

是も二わり引申候、是ハ前方

方心得居申候とさし出たり候とハ大分ノ違

一 式百 匁 薬代

一 式拾 匁 非人

是ハ書立之通其内心心得可申候

一 廿一 匁三分 御師寺札

〔32丁表〕

一 十九 匁 町内はん并二

通りノはん銭

一 六 匁一分 大家へ遣物

一 十 式 匁 銭さし

一 廿六 匁三分 はり口

直し代

一 六十八匁七分

髪結賃

一 廿六匁四分

式匁式分かへ

たゞミ表

見せ十二匁

此外二座敷之分ハふすましき

上敷いたし候へハ二三年別条無之故

さん用ニ入不申候

一 七匁式分

右之さし賃

右十二匁一ケ年ニ一度ツ、うらかへ

いたし可申候

一 七匁式分

右十二匁

へり代

但シ二度ツ、用之可申候

(32丁裏)

合五匁三百七十三匁五分

右書立之内ニ三百四五十匁

相違、武兵へ仁兵へ給分之者

是ヲ見そんじ申候、其外

手代共之遣、我等極メ申遣ス

事ニて無之候、有ましの
つもりニて候間、左様心得可申候

本店人数立定

一 売場 十二ヶ所

手代十二人

子共十二人

一 切店

売手四人

帳付一人

一 通場

手代六人

子共式人

帳付一人

一 染地場

手代二人

但老入ツ、かわり可申候

一 奥見世帳

手代一人

子共一人

・余白あり

(33丁表)

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

ノ 十七人

兩替店人数定

一 店預り

壹人

一 手代

四人

一 子共

貳人

一 男

壹人

ノ 八人

〔34丁裏〕

三ヶ所人数

合 百六人

元禄三年四月定遣ス

・余白あり

〔35丁表〕

・一丁半白紙

(裏表紙)

三井勘		
(欠損)		

〔51丁裏〕

・裏表紙裏白紙

〔51丁表〕

正月分

金三百卅九兩

一 銀壹ノ五十三匁八分

錢卅七貫四百卅三文

ノ

二月分

金八百四兩一分

一 銀貳貫五百五十八匁四分

錢百十八貫九文

三月分

金九百卅一兩貳分

一 銀貳貫七百拾六匁七分

錢七拾八匁四百卅五文

四月分

金千三百廿一兩三分

一 銀四匁百六十貳匁七分

錢百卅四匁百卅三文

五月分

金千貳百六十九兩一分

(50丁裏)

一 銀四貫九百卅九匁九分

錢百五十八匁七百五十六文

壬五月分

金千三兩一分

一 銀六匁七百六十三匁

錢拾四匁九百九文

六月分

金千三百七十九兩一分

一 銀四匁三百五十六匁貳分

錢八十九匁九百七十五文

七月分

金五百六十六兩三分

一 銀三匁三百卅八匁六分

錢九匁三百廿七文

(49丁裏)

惣高合

七千六百十五

金工千カ唐シサ兩

二十九貫八百八十九匁三釐

銀セシウノチ唐チシウ、マ入

六百四十貫九百八十五

銭カ唐ツシノウ唐チシサ文

惣銀高ノ

合

銀ツ唐チシカノチ唐カシカ、イ入

但小判五十九匁

銭十式匁替ニノ

亥正月の七月迄

一 卅巻ノ五百拾一匁

引四三廻シ

新店売

同

一 廿五ノ九百六十六匁五分 当座長売

内十八両式分残掛ケ有

但十月十五日迄ニ

一 拾七ノ三百匁

旁々売有

内四ノ百匁残掛ニ立

右同断

(49丁表)

一 唐シマノカ唐ウシエ、チ入

屋舗売 但本長分

(48丁表)

内 三貫六百二十七匁六分

太郎兵衛

内 三貫八百四十八匁二分

七郎兵衛

内 三貫八百六十六匁三分

吉兵へ

内 五貫五百七十四匁六分

清兵衛

内 四貫五百四十四匁

忠兵へ

内 三貫四百三十六匁六分

伝兵へ

内 五貫百六十四匁

彦兵へ

内 二貫三百二十八匁八分

安兵へ

内 四貫百七十四匁

鈴木

内 三十一貫三百七匁二分

浅右衛門

内 千六百三十六匁九分一分

一郎兵衛

内 九百九十八匁七分

太兵へ

内 四貫三千八百一分

七右衛門

内 シウ^{千九百二十七匁}セシエ、 甚兵へ

(47丁裏)

内 サ^(五百二十一匁)サ唐セシイ、 六兵へ

深津
伝右衛門

内 ツ^(四百五匁一分)サ唐サ、イ入 惣兵へ

内 イ^(二百八十一匁)サ唐チシイ、 藤兵へ

ノ

惣売高

合銀カ唐エシサ^{六百七十五匁三百四十一匁分}マ唐ツシイツ入

亥正月^乙七月迄

一 銀六百六十九^匁五百匁ハ

右為替銀卅三口ニノ

出シ上為立

・余白あり

(46丁裏)

一 甲府様為替願申時

書立

書付ヲ以奉願御事

一 江州和州御料^領分御

年貢金為御為替ト

私ニ被為仰付候ハ、難

有可奉存候、質物之儀ハ

於江戸ニ壹万兩迄之

家屋敷指上ケ御請

負可仕候、御為替金上

(46丁表)

納之儀ハ下為替頼不

申、私江戸駿河町

越後や店^乙直ニ上納

仕候、若急御用之儀

御座候刻、御用次第

何時成共先為御為替

上納可仕候、右之通被為

仰付被下候ハ、難有

可奉存候、以上

三井八郎右衛門

貞享二年五月十一日

辻六郎^(右)右衛門様

(45丁裏)

一 江戸本^本四丁目北側ノ角

十間口久須見善右衛門屋敷
須藤

一 八拾七両 表店 四ツ

一 百拾四両 横店 十ヲ

一 廿三両余 蔵ノ地代

ノ 式百廿四両

此外家守地代少出申候
但三両程

一 江戸堀留川口与左衛門

屋敷宿賃

一 巷ケ年二百八両上り申候

右内家守町儀引残而

九拾八両程手取可有よし

有増承知申候

覚

寅ノ正月

一 於敬於ノ戒橋サ敬サ見入
(八十八貫九百五十五匁)

同断

一 野ノ江橋戒敬、有銀
(二百四十九匁)

ノ 戒敬曾ノ江舟江敬サ見入
(九十二貫四百四十五匁)

一 野敬ノ江舟於、サ入
(二十貫四百八匁五分)

両かへ店
かり

(44丁裏)

(45丁表)

引残テ

所敬曾ノ見敬留於入
(七十二貫三十六匁八匁)

右八寅正月 江戸ニ有

京 覚

一 江敬留ノ見舟サ敬野曾入
(四十六貫三百五十二匁二分)

右八丑ノ暮 京有

二口合 百七頁三百八十八分九釐
舟敬所 見舟於敬於戒入

一 戒敬サ 九十五頁六百二十五分二分
留舟野敬サ野入

右ハ延かい延為替也

一 サ敬於 五十八頁三百四十分三分
橋見敬江見入 古掛ケ

内 野敬曾 二十一頁六十八分二分
留敬於曾入

但墨印、丸印也

引残テ 三十七頁六十六分二分
見敬所 留敬留野入也

覚

一 橋於敬 百八十分
目 売 高

内 見敬 三十分
目 利

但 野割かけ

一 江 四十四頁三十分
橋野敬、 駄 質

一 見 三頁
目 小判取かへ

(44丁表)

一 見 三頁
目 売物損引

一 曾 二頁
目 舟 積

一 野 三頁
目 為替打銀

一 於 六頁
目 江 戸 遣

一 見 三頁
目 京 遣

一 野敬江 二十四頁百二十分
舟野敬、

引残而

留 六頁
目 程

覚見世物分

一 江 四十四頁三千九七分五厘
江舟見敬、所入サン 内ノ分

一 曾 二頁四十五分二分
江敬サ野入 長 助

一 野舟於 二百八十八分
於入 帳面見せ物

一 野舟於 二百八十八分
於入 甚 兵 へ

一 力唐江敬江 六百四十四分七分
所入 右 断

一 力唐江敬江 六百四十四分七分
所入 十 兵 へ

(43丁裏)

(43丁裏)

右同断

一 曾(二頁六百一頁一分)留舟セ、曾入

孫兵へ

見世物

一 サ敬曾留入留リン(五十一頁六分六厘)

彦兵へ

同断

一 所(七頁九百八十三頁四分)戒舟於敬見江入

〔42丁裏〕

有金銀錢

一 サ(五頁八百八十七頁三分)於舟於敬所見入

有

一 サ敬サ(五十五頁五百二十九頁三分)於舟野敬戒見入

有物

一 所(七頁九百八十九頁)戒舟於敬、余

売物

引

一 野(二頁八百五十頁)於舟サシ、

売物

但江戸買利共ニ

上ケ

(四十五頁)
ツシサ、かへ十二目入

一 見(三頁六百五十頁)留舟サ敬、

早荷物

八十一箇

是をさし下りニ致十五目入

なをシテ六十箇ニ成ル

代曾(二頁二百八十一頁)野舟於敬曾、

〔41丁裏〕

引残テ

一 野(二頁三百六十九頁)見舟留敬戒、

徳

一 野(二頁九百五十三頁三分)戒舟サ敬見見入

長助

〔42丁表〕

一 サ敬サ(五十五頁)目

八十一箇かい高

二ヶ月於ノ利

正ミ銀

代於舟於敬、
(八百八十卷)

一 野所舟サ敬、
(二百七十五卷)

但五分安

引残テ

(二百八十七卷)
曾於舟所敬、

二口江野舟見敬戒、
(四百三十九卷)

上染物店

一 見敬目
(三千卷)

上右断

一 見敬目
(三千卷)

中上同断

一 敬サ目
(千五百卷)

極かい

出目

釜座たんこや町

金や源左衛門

油小路下立売下ル丁

大文字屋

平右衛門

本丁一丁目

近衛町

大文字屋

半兵へ

江戸右同断

中同断
一 敬目
(千五百卷)

一

中上はく店
一 敬目
(千五百卷)

中上
一 敬サ目
(千五百卷)

中
一 敬目
(千五百卷)

金や長兵へ

江戸右同断

めうかや

三左衛門

右同断

釜座二条上ル丁

金や勘介

江戸本一丁目

名代はくや

弥右衛門と申候

たんこや町

藤原利左衛門

本二丁目、本国

いせ山田ノ者

衣店竹や町下丁

藤や源兵へ

江戸二本目

大や道仙

右同断

(40丁裏)

(41丁表)

「宗感覚帳」(吉田・西坂)

上	一 中	一 上	一 中上	一 中上	一 上	一 上	一 中	一 上
	敬 ^千 目	見 ^{三十} 敬 ^目	敬 ^千 サ ^目	野 ^{二十} 敬 ^目	野 ^{二十} 敬 ^目	サ ^{五十} 敬 ^目	野 ^{二十} 敬 ^目	サ ^{五十} 敬 ^目
	目	目	目	目	目	目	目	目
	金や 太右衛門	長 嶋 八 助	万 や 市右衛門	那 波 三右衛門	松 や 長左衛門	桔 梗 や 七左衛門	松 や か兵へ	鶴 や 竹右衛門
								(40丁表)

	一	一 中上	一 中下	一 上	一 中	一 中	一 中上	一
	野 ^{二十} 敬 ^目	野 ^{二十} 敬 ^目	敬 ^千 サ ^目	サ ^{五十} 敬 ^目	敬 ^千 サ ^目	敬 ^千 サ ^目	野 ^{二十} 敬 ^目	見 ^{三十} 敬 ^目
	目	目	目	目	目	目	目	目
	柳馬場六角下丁 おひや三郎右衛門 江戸室町三丁目 扇 店	丸 や 六兵へ	大 小 右 清 兵 へ	松 や 八六右衛門	松 や 市兵へ	壺 や 長左衛門	山 村 吉右衛門	つ ち や 四 郎 左衛門
								(39丁裏)

上
一 サ敬_目 (五十貫)

白木や
彦太郎

(39丁表)

中上
一 野敬_目 (二十貫)

紙店御幸丁二条上丁
大橋 小左衛門

中
一 敬サ_目 (十五貫)

山田や与三右衛門

中上

さかい町松原上ル

一 岡村 権平

中
一 敬サ_目 (十五貫)

浜口や
三郎左衛門

上々
一 舟_目 (百貫)

三井 紹貞

同
一 舟_目 (百貫)

富山 喜左衛門

上
一 サ敬_目 (五十貫)

富山 九左衛門

(38丁裏)

上
一 サ敬_目 (五十貫)

いつくら
五兵へ

中上

一 野敬_目 (二十貫)

桜井 伊兵へ

中上

一 見敬_目 (三十貫)

小野田 権右衛門

一 松や為兵へ

是ハ手前同前
何程も致候

中下

一 ササ_目 (五貫)

いせや
治右衛門

一 三井 六右衛門

一 家城 太郎次

一 八文字や伊兵へ

(38丁表)

一 松や三郎左衛門

右四間ハ様子見合、其時ノ

「宗感覺帳」(吉田・西坂)

見分ニ致し、高敬^(十)目
切と心得可申候、同敷ハ無用候

中下

一 敬^(五)目

いせや治兵へ

一 上

見敬^(三十)目

長嶋三郎兵へ

一 中

両国や十右衛門

一 上

見敬^(三十)目

いつみや
八左衛門

一 中

敬^(十)目

松や為左衛門

一

サ^(五)目

鑰や太兵へ

一 中上

敬^(十)目

一文字や
伝兵へ

一 中

敬^(十)目

大和や治右衛門

(37丁裏)

・余白あり
(37丁表)